

鳥取県立図書館無断持出防止装置システム賃貸借業務仕様書

1 業務名

鳥取県立図書館無断持出防止装置システム賃貸借業務

2 賃貸借期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

3 業務内容

無断持出防止装置システム機器一式（以下「機器」という。）の貸与及び保守を行う。

4 機器の構成内容（同等品不可）

品名	品質（規格）	数量	備考
磁気式ダブルゲート	BP2020-3 (IDEC ファクトリーソリューションズ株式会社)	1 式	
磁気消去/再生器 図書用	263-120 (キハラ株式会社)	4 台	磁気式ダブルゲート 1 機種に完全に適合する事を要す。
年間の保守		5 年	

5 設置場所

鳥取市尚徳町 101 鳥取県立図書館

6 規格・機能

（1）磁気式ダブルゲート

- ア 検知パネルの大きさは高さ 2000mm 以内、厚み 100mm 以内、幅 930mm 以内 1 通路の幅は、車椅子が通行可能な 900mm 以上であること。
- イ 検知エリアが 900mm 以上であること。
- ウ キースイッチによる電源 ON/OFF 機能を有すること。
- エ 受信回路が各パネルで独立し、それぞれ感度調整ができること。
- オ 未消去の磁気テープを検知したパネルの識別が可能であること。
- カ メンテナンス性を考慮し、検知パネル本体と制御部が別置き可能であり、既存のフラワーボックス内に収納が可能であること
- キ 既に当館の図書に装着済の IDEC ファクトリーソリューションズ株式会社製磁気テープ（いわゆる「タグ」）との完全な互換性（正しく動作すること）が保障されること。

（2）磁気消去再生器

- ア 図書資料に装備された磁気テープに磁気の消去及び再生が可能であること。
- イ 一度に複数冊の消去及び再生が可能であること。
- ウ 貸出、又は返却の切り替えがスイッチで切替られること。
- エ 磁気テープの消去、又は再生の状態が確認できること。

オ 以下既設品が磁気式ダブルゲートと互換性があり使用できること。

(既設品)

品名	品質 (規格)	数量
磁気消去/再生器 図書用	263-120 (キハラ株式会社)	1
磁気再生専用機 (グリップ イン再生機)	263-127 (キハラ株式会社)	3
磁気消去専用機	263-121 (キハラ株式会社)	1

カ 磁気式ダブルゲートのメーカー環境推奨モデルであること。

7 保守

- (1) 本調達物品の保証期間は、納入後 1 年とし、保証期間中に発生した故障及び不具合等については、無償で修理・対応すること。
- (2) 2 年目以降は、障害切り分け保守とし、システム調整であれば無償対応すること。機器の故障で部品交換が必要と判断すれば、本館の担当者と協議の上、費用を提示し、交換対応に臨むこと。
- (3) 本調達物品に故障及び不具合等が発生した場合は、迅速に対応できる体制を備えていること。
- (4) 平日 (土曜日、日曜日、祝日、本館の指定する休館日以外) の 9 時から 17 時までにシステム及び機器の障害が発生した場合は、迅速に対応できる保守体制を備えること。また、これ以外の時間に発生した障害については、電子メール及びFAXで連絡できる窓口を有すること。

8 設置等

- (1) 管理運用の為のマニュアルを 2 部提出すること。
- (2) 設置後、鳥取県立図書館に対して必要にして十分な取扱説明を実施すること。
- (3) 本物品一式は図書館の資料貸出し・管理業務に不可欠な物品であるため、納入は当館の休館日である令和 7 年 10 月 31 日に行うこと。
- (4) ア、イの設置及び撤去等については別途対応することとし、費用は別途発注者から受注者へ支払うものとする。

ア 既存機器 (磁気式ダブルゲート BP2020 (IDEC ファクトリーソリューションズ株式会社)) の取外し及び取外し後に床に残るボルト穴の埋戻し等外観の回復に要する経費

イ 新機器の搬入、設置及び調整に要する経費

9 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が再委託する年度の賃貸借料の額の 50 パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

1.1 守秘事項等

受注者は、本業務の履行に関し知り得た発注者の秘密を外部に漏らし、蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

1.2 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

1.3 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1.4 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1.5 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1.6 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.7 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について賃貸借料の支払義務を免れる。

1.8 賃貸借料の支払等

- (1) 賃貸借料は、月毎の精算払とする。
- (2) 受注者は、各月分の賃貸借料（契約金額を60で除した額とし、当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨て、当該端数の総額を最終月の賃貸借料に加算するものとする。）を各月の翌月に発注者に請求する。
- (3) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。
- (4) 発注者が、正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第12

0条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

19 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

20 物品の不具合

物品の引渡しを受けた後において、当該物品が本契約の内容に適合しないものであるときは、受注者は発注者に対し責任を負う。

21 契約の解除

(1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア 期限内に物品を納入しないとき又は期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

イ 正当な理由なく、発注者の指揮監督に従わないとき。

ウ この契約に違反したとき。

(3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (4) 発注者が（2）及び（3）の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として賃貸借料総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (5) 発注者は、（1）の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

2.2 賠償の予定

受注者が2.1の（3）オに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として賃貸借料総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.3 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

2.4 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.5 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.6 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。